

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	改修等の内容
増築	既存の店舗等の面積を拡張するための工事
改築	既存の店舗、その一部の建て替え工事
改修	<p>店舗等の維持、改良等のために実施する概ね下記の工事・修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基礎、外壁、屋根、内装等 (2) 塗装 (3) 柱、梁等の安全性維持向上のための工事等 (4) 避難・防災設備、換気設備等の工事等 (5) バリアフリー化 (6) 看板、オーニング設置（敷地内に限る）
解体	増改築、改修に伴い必要な建物の解体及び事業継続のために必要な解体工事（解体単独工事は除く）
備品等購入	店舗等において専ら事業の用に供する備品、器具の購入
その他	その他事業継続のために必要な工事、ホームページの作成、改修等
対象除外	<ol style="list-style-type: none"> (1) 改修等に伴う設計及び契約のための経費 (2) 車両、パソコン、ファクス、事務用品、什器 (3) その他、事業継続と直接的と認められないもの